

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

1. A警察署司法警察員Kは、V女(当時25歳)をわいせつ目的で略取したとして現行犯逮捕したX男(当時30歳)を取り調べたところ、Xは、当初は、Vが同意していた旨弁解したが、間もなく、犯罪事実をすべて認めるに至ったので、その日のうちに犯罪事実についての取調べはすべて終えて、その旨の供述調書が作成された。

Kは、その翌日も、引き続き、A警察署取調室において、Xを取り調べたが、取調べの内容は、犯罪事実ではなく、Xの成育歴、職歴、生活歴などについてであった。KがXを取り調べていたところ、Xの弁護人Bが、A警察署を訪れ、Kに対して、Xとの第2回目の接見を申し出た。それに対し、①Kは、Xを現に取調べ中であるとして、Bに対して、「明日午前9時から午前12時までの間の60分間を指定する」旨の接見指定をした。Bは、直ちに管轄裁判所に、処分の取消しを求めて準抗告を申し立てた。

2. 検察官は、Xについて、Vをわいせつ目的で略取した旨の公訴事実により、裁判所に公訴を提起した。

Xは、第1回公判期日における罪状認否において、捜査段階の供述を翻し、Vは同意していた旨主張した。検察官の立証が終了した後、弁護人請求に係るCの証人尋問において、②Cは、「事件の30分前に、かねてよりの親友Vと喫茶店で話をしていた際、Vは、『Xが好きになった。Xと交際したい』と恥ずかしそうな様子で話していた」旨証言した。検察官は、裁判所に対して、直ちに、伝聞証言である旨の異議を申し立て、同証言につき証拠からの排除を求めた。

問(1)(配点:20点)

下線①の処分の適法性について論じなさい。

問(2)(配点:30点)

(ア)裁判所は、下線②の証言に対する検察官の異議の申立てについて、どのような判断をすべきか、理由を付して自説を述べなさい。

(イ)上の(ア)とは異なる結論を導くこととなる理論構成について論じなさい。その際、裁判所がその理論構成を採用すべきでないとする理由についても述べることを。